

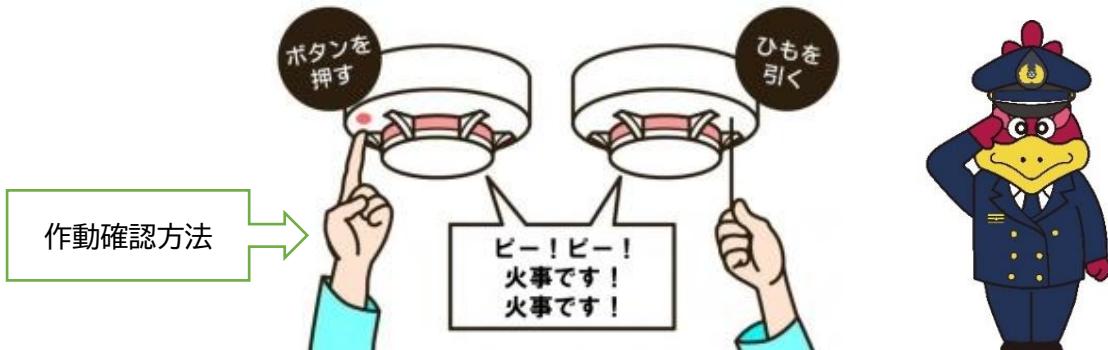
住宅用火災警報器の設置状況を調査します！

各世帯における住宅用火災警報器の設置状況及び維持管理状況を調査し、その実態を把握するため、戸別訪問を実施します。

調査の方法は、消防職員が個別訪問(インターフォン越し)させていただき、住宅用火災警報器の設置状況についてお聞きします。

実施期間については、令和7年4月7日(月)～4月18日(金)の間を予定しています。

訪問する消防職員は、制服を着用し、身分証明書を携行しています。



↓お尋ねする内容は以下の内容です↓

質問1 お住まいの住宅は、賃貸ですか、持ち家ですか。

答え1 → 一戸建て、共同住宅等(賃貸)、共同住宅等(持ち家)

質問2 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。(設置義務があるのは、寝室と寝室につながる階段です。)

答え2 → 設置(全部設置)、一部設置、未設置

質問3 設置されている住宅用火災警報器は、10年を経過していますか。

答え3 → 10年経過、10年未経過(交換済)、10年未経過(設置から未交換)、不明

質問4 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

答え4 → 実施(半年以内)、実施(調査時)、未実施、不明

質問5 作動確認の結果はどうでしたか。

答え5 → 異常なし、電池切れ・故障、不明

※ 消防職員が販売行為をしたり、罰金を徴収したりすることはありません。



【お問合せ先】

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部

予防課 査察係

Tel 092-404-0019